

「茅ヶ崎市重度障害者の医療費の助成に関する条例の一部改正の考え方（素案）」についてのパブリックコメント実施結果

－ご協力ありがとうございました。－

1 募集期間 平成30年2月19日（月）～ 平成30年3月20日（火）

2 意見の件数 17件

3 意見提出者数 4人

4 意見提出者年齢

年代	10代以下	20代	30代	40代	50代	60代	70代以上	不明
人数	0人	0人	0人	0人	0人	1人	3人	0人

5 内容別の意見件数

	項目	件数
1	茅ヶ崎市重度障害者の医療費の助成に関する条例の一部改正の考え方（素案）に関する意見	6件
2	障害者福祉に関する意見	1件
3	時代に即した行政経営の基本方針2017（C3成長加速化方針）に関する意見	3件
4	パブリックコメントに関する意見	5件
5	その他	2件
	合計	17件

※修正を加えた項目はありません。

茅ヶ崎市福祉部障害福祉課障害福祉推進担当
0467-82-1111（内線 3211）
e-mail:shoufuku@city.chigasaki.kanagawa.jp

(意見及び市の考え方)

■茅ヶ崎市重度障害者の医療費の助成に関する条例の一部改正の考え方(素案)に関する意見(6件)

(意見1)

3改正の背景・目的について

4本市における本助成事業の助成対象者の見直しの考え方

下記により、改正案については反対です。

A 改正の背景・目的について改正の背景・目的

「福祉サービス充実が図られてきた」というが、今回の提案は、第4期茅ヶ崎市障害者保健福祉計画2-1-3「医療にかかる経済的負担の軽減」であり、福祉サービスは受障後の新たな必要に対応したものです。医療費の軽減とは別のことであり、説明が十分でないと思います。

B 助成対象者見直しの考え方について

1 公平性に欠けるのではないか

同障害であるものが、手帳取得時年齢が64歳か65歳という年齢だけで、対象から外れるというのは公平性に欠ける。同じ障害なら、年齢にかかわらず医療費は同じだけかかるものです。

2 障害者の経済的生活を圧迫するのではないか

重度障害者の場合、65歳から後期高齢者医療に加入できるが、医療費の1割負担、障害の必要性で介護保険サービス利用料など経済的に圧迫される。また障害者自立支援医療(更生医療)は、人工透析や障害が軽減される手術等が対象であり、対象が限定されたものです。更生医療が本制度に代わるものではありません。

(意見2)

茅ヶ崎市は県内上位の医療費が低いところとされている。かつて、国会で財務大臣が「身障者は、進歩した医学で一般人と同等の生活、活動が可能になっている。それにも拘わらず、巨額の医療費の助成がされており、無駄が多い」旨の発言があった。マスコミもこれをほとんど取り上げていないので、世間には知られていない。この発言を勝手に拡大解釈して障害者の医療費助成カットして、出費を減らそうとしている。

65歳以上の助成対象外、という主旨に大きな怒りを感じるのである。

大きな傷病等で身障者になるのは、多くの高齢者であって、乏しい年金生活になって助成カットとは一体何を考えているのかと考える。

心臓ペースメーカー植え込みによって、健康をとりもどして普通の生活に一見思えることから助成カットという考えになると思うが、ペースメーカーに頼る障害者は重病になってもMRIの検査も不可能であることをご存知ないと思える。

又、市会等で、身障者用のタクシー券も無駄だ、節減せよ、という意見もあるという。老齢化による歩行困難（通院困難）等に対する助成を節減しようとする当局としたら何が住みよい町茅ヶ崎だ、といたい。

東京都、横浜市などでは高齢者には公共交通（バス、地下鉄等）は無料（一部負担もあるも）化が行われており、学校の同期会などで茅ヶ崎の老人、障害者に対する冷たさに、おどろき、あきれていることをつけ加えたい。

従って、この素案には大反対である。

（市の考え方）

障害者への支援は、重度障害者医療費助成事業（以下、「本助成事業」）を含め、障害者総合支援法等に基づく障害福祉サービスや自立支援医療、市単独事業として実施している福祉手当、福祉タクシー制度等、様々な事業を福祉サービスとして一体的に実施しています。

本助成事業は、障害者支援のための重要な施策の一つであり、平成30年度から平成32年度までを計画期間とする第5期茅ヶ崎市障害者保健福祉計画（以下、「第5期計画」）においても同様です。その一方で、第5期計画のなかの第4期茅ヶ崎市障害者保健福祉計画の振り返りにおいて、「重度障害者医療費助成については助成額が年々増加傾向にあり、将来にわたって制度を維持していくため、制度設計のあり方を検討していくことも必要です」と課題を明確にしています。

また、本助成事業を対象とする県補助金の補助対象者が、平成20年4月には、新たに重度障害の認定を受けた65歳以上の方を補助対象外とする等の制限が加わっており、本市の負担は増加傾向にあります。助成対象者の見直しは、県補助金における補助対象者との整合を図り、将来にわたって本助成事業の安定的な運営と継続を図るために行うものです。

助成対象外となる平成31年1月1日以降に新たに重度障害の認定を受けた65歳以上の方につきましては、医療費の負担を軽減することができる制度のご案内を進めていきます。

後期高齢者医療制度は75歳以上の方が加入する制度ですが、65歳以上の方でも、一定の障害の状態にあり神奈川県後期高齢者医療広域連合の認定を受けることにより、後期高齢者医療制度に加入することができます。通常、75歳未満の方の医療費の自己負担割合は3割ですが、後期高齢者医療制度に移行することにより自己負担割合が原則1割となります。

さらに、自立支援医療（更生医療）がございいます。これは、心身の障害を除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度であり、身体障害者手帳の交付を受けた方で、その障害を除去・軽減する手術等の治療により確実に効果が期待できる方（18歳以上）を対象としています。対象障害は、腎臓機能障害が代表的であるものの、視覚障害、聴覚障害、音声・言語障害、そしゃく機能障害、肢体不自由、心臓機能障害、小腸機能障害、免疫機能障害、肝臓機能障害で、所定の医療の内容に該当する等、多岐に渡っています。助成内容としては、医療費の自己負担割合が原則1割となります。

これらの制度につきましては、今後も障害者手帳交付時や市の窓口で案内を丁寧に行い、対象となる方に不利益にならないよう漏れなく手続きを行うようしっかりと対応することで助成対象外となる方の精神的・経済的な不安が少なくなるように努めてまいります。

(意見3)

この見直しにより、生活困窮が増えたり他の福祉施策（生保等をはじめ）の増加につながるか 世代間不信が生じないか 公平性は保たれるか

(意見4)

この制度の見直しにより、生活保護、後期医療保険加入者の増による歳出について検討がされているのでしょうか他制度利用が増になることが予想されると思います。検討されているのでしょうか。

(市の考え方)

(意見1) (意見2) の(市の考え方)でも述べさせていただきました後期高齢者医療制度では、高額療養費制度がございます。世帯所得の区分に応じて月額 of 医療費の自己負担限度額が設定されており、低所得者の区分に該当する場合は一般の区分よりも低く設定されていることから医療費の負担軽減が図られ、療養に必要な費用負担が家計に与える影響に配慮した制度となっています。後期高齢者医療制度における保険給付は社会全体で支える仕組みが確立されており、保険でまかなう医療にかかる経費等が、公費や現役世代からの支援金、被保険者からの保険料でまかなわれます。

さらに、自立支援医療（更生医療）では、受給者世帯の所得状況に応じて月額 of 自己負担上限額が設けられており、最小で0円、最大で2万円となっています。自立支援医療（更生医療）は、障害者総合支援法で規定された制度として、国、県、市が分担して給付を行います。

この度の助成対象者の見直しにより、生活困窮に陥らないよう配慮されたこれらの制度を、障害者手帳交付時や市の窓口で丁寧に案内を行い、助成対象外となる方の精神的・経済的な不安が少なくなるように努めてまいります。

(意見5)

ずい分年度末に迫って性急にすすめるのですね 何か意味があったのでしょうか

(市の考え方)

平成29年2月に策定された「時代に即した行政経営の基本指針2017（C3成長加速化方針）（以下、「C3成長加速化方針」）に基づき、本市では各種制度の見直しを行っています。

本助成事業につきましても県補助金が施行当初より縮小されていることから、将来にわたって安定的な運営と継続を図るため検討を重ねてきました。この結果を、茅ヶ崎市

重度障害者の医療費の助成に関する条例の一部改正の考え方（素案）（以下、「考え方（素案）」）としてまとめましたので、この度のパブリックコメントを実施しました。

（意見6）

p 1. 2・・・経緯 3改正の背景・目的 もっと十分な情報提供と need（要望要求）の把握して実施すべきではと思う

（市の考え方）

パブリックコメントの実施期間中には、考え方（素案）につきまして、茅ヶ崎市自立支援協議会、茅ヶ崎市障害者保健福祉計画推進委員会、茅ヶ崎市障害者施設連絡会、茅ヶ崎市地域作業所連絡会等の席上でご説明させていただき、情報提供を行いました。

障害福祉サービス全般における、障害者からのニーズの把握につきましては、第5期計画策定のため、平成29年3月に実施したアンケート調査やヒアリング調査においてお聞きしています。障害福祉サービス全般において、多くの利用意向がある状況にございますが、限られた資源を有効に活用し、障害児者やその家族が真に求める新たな福祉サービスへの転換が必要であると考え、本助成事業の助成対象者の見直しを考えています。

■障害者福祉に関する意見（1件）

（意見7）

障害者及びその家族の人達の苦しみの立場を理解する事は難しいと思います。しかし地域の人達はこの苦しみを出来る丈理解し、暖かい目で見守って行かなくてはならないと思います。障害者支援は行政だけでやるものではありません。行政、企業、医療機関そして地域の人達の四者が共同で行わなくてはなりません。

医療機関は医療面で支援し、行政は障害者福祉や経済面の支援だけでなく障害者の自立支援を行い、企業者は障害者を出来る丈多く雇用し障害者が出来る仕事を与え、障害者の自立支援を行い、障害者の達成感と自信を育成し障害者が生きがいのある生活出来る様に支援し、地域の人達は障害者の日常生活を暖かい目で見守り日常生活の支援を行って行く事が重要だと思います。

そこで行政は障害者に対する市民の認識・理解を高め「障害者も一人の一般市民と同じ人間である」と言う認識を与え、障害者に対する偏見の目をなくし、障害者が地域の中で他の地域の人達と楽しい生活出来る、地域の風土を作って行く事が重要だと思います。

今「2025年問題」が話題になっておりますが2025年には高齢者が非常に多くなります。そうすると当然高齢の障害者も多くなって来ます。そのため高齢の障害者対策が重要になって来ます。そこで素案にあります「茅ヶ崎市重度障害者の医療費の助成に関する条例の一部改正」もこの2025年に多くなる高齢の障害者に対する対応を念頭において考える必要があるのではないかと思います。

又2025年に高齢者が多くなると高齢の障害者に対する防災と事故対策も考えないといけないと思います。

障害者対策・障害者支援は行政の重要な任務です。障害者が「他の市民と同じく一人の市民・人間である」と言う自信を持ち「生きがいのある楽しい生活」が出来る体制を作っていく事が重要であると思います。

(市の考え方)

本市におきましては、平成30年3月に第5期計画を策定しました。

このなかでは、本市の目指す将来像として掲げています「お互いの理解と助け合いのもと だれもが自分らしく 生きがいのある暮らしを実現できるまち」を達成するため、第5期計画の柱となる6つの基本方針に沿って、障害者の日常的な暮らしの要素に基づいた施策の方向性を設定し、施策としての具体的な展開として100の事業を掲げています。

障害のあるなしによって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現していくために、これらの事業を推進していくことが重要となります。この推進につきましては、ご意見のとおり行政、企業、医療機関に限らず、地域や社会全体が協働し、一体的に取り組んでいく必要があります。

また、障害者の高齢化につきましては、「みんながつながる ちがさきの地域福祉プラン（第3期茅ヶ崎市地域福祉計画・第5次茅ヶ崎市地域福祉活動計画）」や「第7期茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」としっかりと連携し、障害者の高齢化にも対応した地域共生社会の実現に向け、一体的な取り組みを行ってまいります。

■時代に即した行政経営の基本方針2017（C3成長加速化方針）に関する意見（3件）

(意見8)

H29. 2策定「・・・（C3成長加速化の方針）は、どの様にして策定したのでしょうか

(市の考え方)

C3成長加速化方針につきましては、今後も扶助費等の社会保障関連経費の大幅な増加が見込まれるなか、歳入の大きな伸びが将来的にも期待できないという課題認識を起点とし、第4次実施計画及び経営改善方針（2017年度版）、次期総合計画の策定作業を見据え、これまでも継続して取り組んできている事項について、取り組みをさらに加速化するため、平成29年2月に総務部、企画部、財務部の三部局が一体となり、庁内の方針として策定したものです。

策定にあたっては、庁内の会議体である茅ヶ崎市行政改革推進本部において検討・決定するとともに、平成29年2月には全員協議会において茅ヶ崎市議会への報告を行っています。

(意見9)

3Cとは、民営下請・値上げ（市民への負担増）が中心とするなら、その策定と実施ももっともっと市民と話し合うべきではないでしょうか

(市の考え方)

C3成長加速化方針につきましては、第4次実施計画及び経営改善方針（2017年度版）、次期総合計画の策定作業を見据え、これまでも継続して取り組んできている事項についての取組みをさらに加速化するために、庁内の方針として策定したものです。

(意見8)の(市の考え方)でも述べさせていただきましたとおり、すでに継続して取り組んでいる事項を取りまとめたものである点、庁内の方針である点などに鑑み、策定に際してパブリックコメント等は実施しておりません。

C3成長加速化方針に基づいて実施していく見直しの個別具体的な事項につきましては、必要に応じてパブリックコメント等の市民参加手法を適切に実施していくとともに、市民の皆さまの負担増となるような事項につきましても、関係団体等との意見交換等をはじめとして、慎重かつ丁寧に取り組を進めてまいります。

(意見10)

市の一方向的に作った「物差し」状況把握せず性急に適用させるような感じがします。

(市の考え方)

C3成長加速化方針につきましては、いかなる状況下においても本市が安定して成長し続けるために、従来の事務事業及びその進め方を変革し、成長のための原資の創出を加速化させるため、策定したものです。

この中では、具体的に「持続可能な体制に向けた各種制度の見直し」、「外郭団体への支援策等に関する見直し」、「受益者負担の適正化に関する見直し」、「時代に即した行政経営を行うための働きかたの見直し」を取り組むメニューとして位置付け、これらを見直しによって他に行うべき事業への財源を生み出していくこととしています。

このうち「各種制度の見直し」につきましては、将来的に大幅な増加が見込まれる扶助費や、制度発足から長い期間が経過しているような補助金等について、その必要性を明らかにするとともに、時代の流れにそぐわないものは精査を行い、積極的に見直しを図ることとしたものです。

検討にあたっては、当該補助金等における公的関与の必要性を十分に精査するとともに、補助の対象となる関係団体や市民の皆さまと意見交換を実施する等、丁寧かつ慎重に検討を進めてまいります。

■パブリックコメントに関する意見（５件）

（意見１１）

当パブリックコメントの説明会は実施しないのですか 当市議会で市より実施する旨の回答があったと思います。実施しないとパブコメの意味がなくなると思う

（市の考え方）

パブリックコメントの実施につきましては、説明会という形式では開催しませんでした。茅ヶ崎市自立支援協議会、茅ヶ崎市障害者保健福祉計画推進委員会、茅ヶ崎市障害者施設連絡会、茅ヶ崎市地域作業所連絡会等の席上でご説明させていただき、情報提供を行いました。

本条例の改正案は、平成３０年第２回市議会定例会へ提案し、ご承認をいただきましたら市民への周知期間を経て、平成３１年１月１日からの施行を予定しています。市民への周知期間のなかで、市広報紙、障害児者やそのご家族等が参加する会議等、様々な場を活用し、周知を図ってまいります。

（意見１２）

今年度より市政モニター制度が廃止されました、これまでもパブコメ応募者も少なくパブコメ実施を知らない人も多いと思う。今まで以上の工夫と啓発（PR）を望む

（市の考え方）

パブリックコメント手続は、計画の策定や条例の制定をはじめとした、市の基本的な政策等の決定過程において、市民の皆さまからご意見をいただける重要な市民参加の機会であると認識しています。

実施にあたっては市政情報コーナーのほか、市広報紙やホームページ、広報掲示板、公共施設への掲示に加え、市役所内デジタルサイネージの活用等様々な媒体や方法を組み合わせながら周知啓発しているところです。

パブリックコメント手続をはじめとした市民参加の方法の実施にあたっては、案件に応じて組み合わせるなど、参加の機会を幅広く提供することで充実を図るとともに、引き続き積極的な情報提供に努め、周知啓発に取り組んでまいります。

（意見１３）

パブコメ実施 １１月３件 １２月６件 １２月から１月にかけて４件 １月から２月かけ３件 そして今回２件と集中しています パブコメの意味をなくすと思う

（市の考え方）

パブリックコメント手続は、計画の策定や条例の制定をはじめとした、市の基本的な政策等の決定過程において、市民の皆さまからご意見をいただく機会を設定し、寄せられたご意見に対する市の考え方を明らかにするとともに、有益なご意見を考慮しながら政策等を決定していく、市民参加の方法の一つです。

パブリックコメント手続の実施にあたっては、対象とする計画等の論点が明確になった段階で、かつ、市民の皆さまのご意見を反映することが可能な段階を見極めたうえで、もっとも適切な時期を設定することが必要かつ効果的であり、月ごとの実施件数に限度を設けるなど、平準化を図ることは困難であると考えています。

そのため、今後とも引き続き、適切なタイミングでパブリックコメント手続を実施してまいりますので、ご理解の程よろしく申し上げます。

(意見14)

市ではパブコメの概略版を作ると言っていました。そして今年度実施のパブコメで概略版発行(2件あり同一課 過年度にもあり同一課)したものもあります。分かりやすいものを作って欲しいです。

(市の考え方)

パブリックコメント手続を実施する際の資料については、素案や関係資料が相当量に及ぶ場合、概要版を作成するなど、案件に応じて意見を提出しやすい環境づくりに配慮することとしています。

考え方(素案)につきましては、本助成事業の概要、本助成事業の開始から経緯、改正の背景・目的、本市における本助成事業の助成対象者見直しの考え方、今後のスケジュール(予定)に関して説明し、ご意見をいただく必要があったことから、概要版を作成しませんでした。

今後とも、パブリックコメント手続の実施にあたりましては、市民の皆さまにわかりやすい資料の作成に努めてまいります。

(意見15)

当パブコメ内容に関して市議会でも質問があったと思う。その回答内容を踏まえて回答してください

(市の考え方)

考え方(素案)につきましては、パブリックコメント実施に先立ち、平成30年2月15日に開催された全員協議会におきまして、ご審議いただき、ご意見をいただきました。パブリックコメントや市議会からのご意見を踏まえた上で、本条例の改正案をまとめます。

■その他に関する意見(2件)